

官民連携みどり区簡易水道整備事業
管路更新工事

要求水準書

令和 6 年 10 月

静岡県伊豆の国市

【目次】

1	総則	1
1.1	要求水準書の位置づけ	1
1.2	用語の定義	1
2	本工事の概要	2
2.1	事業の目的	2
2.2	事業名称	2
2.3	事業箇所	2
2.4	事業主体	2
2.5	事業方式	2
2.6	受注者選定方式	2
2.7	対象施設	3
2.8	配水フロー	6
2.9	事業範囲	7
3	業務仕様	8
3.1	関係法令及び基準・仕様等	8
3.2	一般事項（設計業務）	10
3.3	一般事項（工事業務）	14
3.4	契約不適合責任	18
3.5	その他の事項	18
4	本工事に関する要求水準	19
4.1	要求水準における基本的な考え方	19
4.2	基本的事項に関する要件	19
4.3	性能に関する要件	21

【別紙 1】 地下埋設物情報範囲

【別紙 2】 地下埋設物情報（下水道）

【別紙 3】 地下埋設物情報（電気, NTT）

【別紙 4】 組合事務所建設時の地質調査結果

【別紙 5】（参考）給水管の新設が必要な位置（区画番号）

1 総則

1.1 要求水準書の位置づけ

官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本工事の事業を遂行するにあたり、伊豆の国市が受注者に求める事業の水準（以下、「要求水準」という。）を示すものであり、本工事への応募者の事業提案の前提条件や発注者としての仕様を記載したものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本工事に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、受注者は、本工事の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

要求水準書は本工事の基本的な内容について定めるものであり、本工事の目的達成のために必要な事業については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において調査、設計及び工事を遂行すること。

1.2 用語の定義

- ・「発注者」とは、伊豆の国市をいう。
- ・「本工事」とは、官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事をいう。
- ・「受注者」とは、本工事の受注者をいう。
- ・「応募者」とは、本工事への参加に対して、単独又は応募グループをいう。
- ・「応募グループ」とは、本工事への参加に対して、複数の企業により構成されるグループをいう。
- ・「代表企業」とは、応募グループの主体となる者をいう。
- ・「提案書類」とは、提案書及び見積書等をいう。
- ・「設計企業」とは、設計を行う企業をいう。
- ・「管工事企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ・「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- ・「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ・「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ・「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- ・「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、発注者が書面により同意することをいう。
なお、承諾は発注者の責任による設計及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって発注者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、受注者は発注者の同意なくして、次の工程に進むことができない。
- ・「指示」とは、行為について指図することをいう。受注者は発注者の指示に従わなければならない。

2 本工事の概要

2.1 事業の目的

みどり区簡易水道事業は、設備や管路の老朽化が進行しており、効率的な事業運営を行う必要がある。さらには、災害や事故時等の緊急時対応についても課題がある状況である。本業務は、民間事業者の技術力や創意工夫、経験や長期的な業務の実施により、老朽化した管路を確実に更新し、漏水を解消することなどを目的としている。

2.2 事業名称

官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事

2.3 事業箇所

みどり区簡易水道事業の管路の一部

- ・送水管及び配水管 11,197 m
- ・新設給水管工事 115 m

※数量は簡易設計段階における概算値であり、本工事で実施する設計・施工業務において確定する。

2.4 事業主体

伊豆の国市長 山下 正行

2.5 事業方式

本工事は、要求水準書及び受注者からの提案に基づいた設計及び工事を一括して発注する「DB方式」で実施する。

2.6 受注者選定方式

本工事においては、「2.7 対象施設」に示す対象施設に関する設計及び工事に係る技術提案を公募し、応募者の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」により、受注者を選定する。

2.7 対象施設

みどり区簡易水道事業の位置図を図 2.1 に、既設の送・配水管と更新対象管の位置図を図 2.2 に示す。

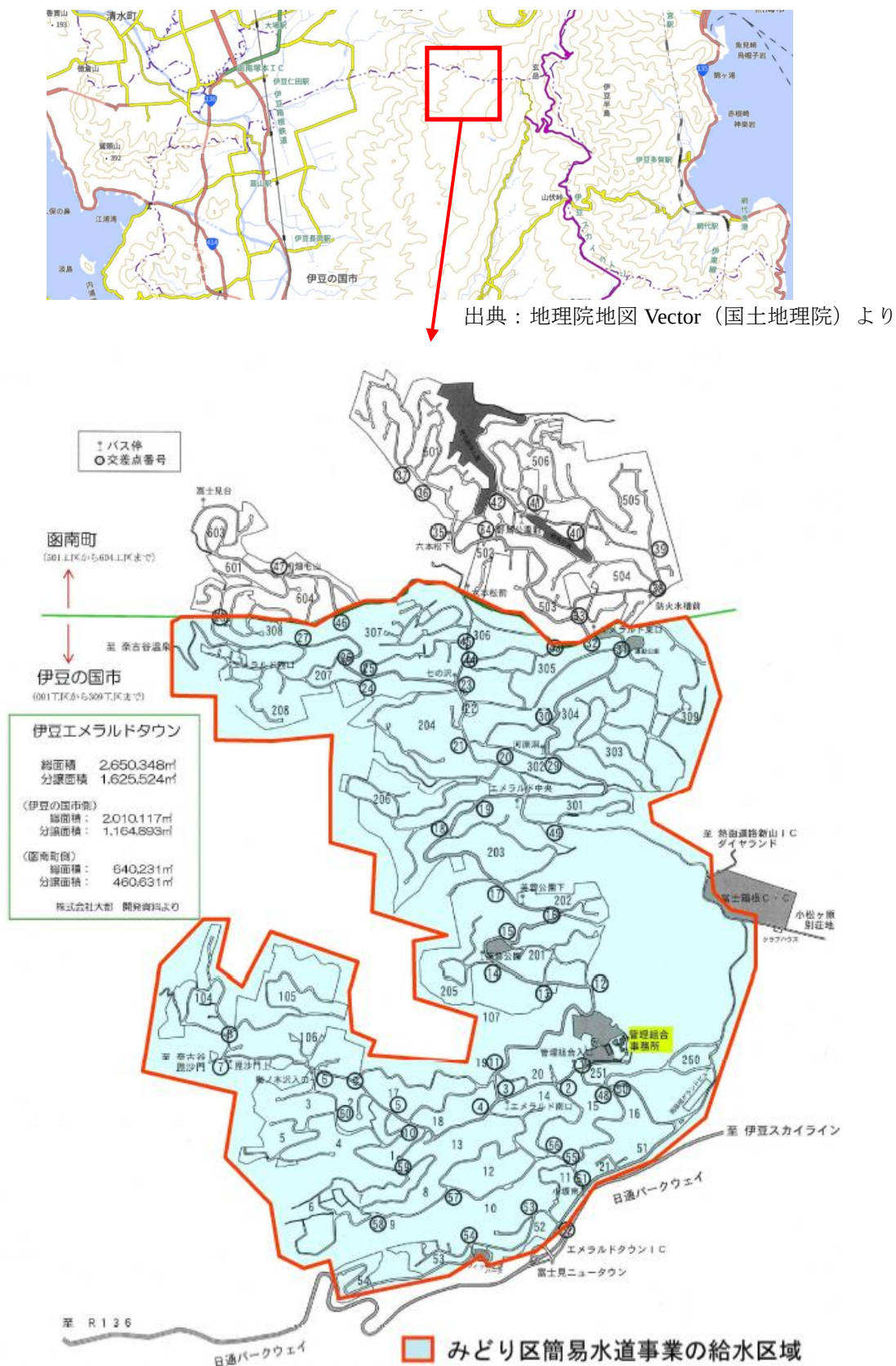
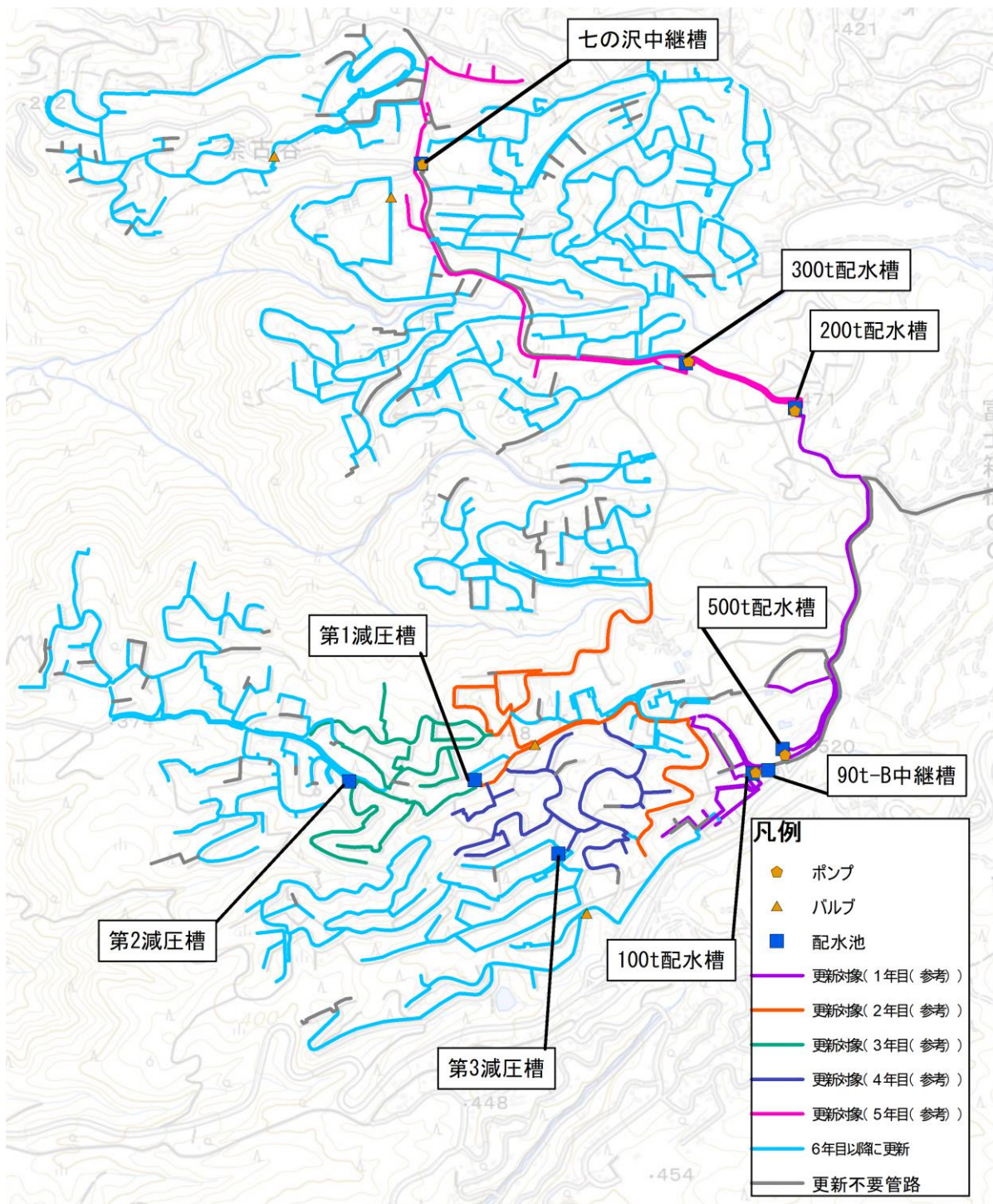


図 2.1 みどり区簡易水道事業の概要



※本工事の対象管路のうち更新年度は参考とする。

※更新不要管路は利用者がいない（令和元年度時点）と想定される管路であり、廃止可能と想定される管路。

図 2.2 現在の送・配水管と更新対象管の位置図

本工事の対象施設の概要は、表 2.1 に示すとおりとする。数量は概算値であり、本工事において実施する設計・工事業務において確定する。

表 2.1 対象施設の概要（更新箇所が決まり次第、対象管路調整要必要）

分類	口径 (mm)	管路延長 (m)					
		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	合計
送水管・配水管	20	0	0	42	52	21	115
	25	0	0	0	38	0	38
	30	5	0	0	278	95	378
	40	100	0	53	218	0	371
	50	267	410	777	754	63	2,271
	75	32	563	1,059	672	316	2,642
	100	781	1,291	312	0	841	3,225
	125	0	0	0	0	0	0
	150	1,261	0	0	0	896	2,157
	(小計)	2,446	2,264	2,243	2,012	2,232	11,197
給水管	25	10	10	40	10	45	115
	(小計)	10	10	40	10	45	115
合計		2,456	2,274	2,283	2,022	2,277	11,312

※数量は簡易設計段階における概算値であり、本工事で実施する設計・工事業務において確定する。

※管種については、ダクタイル鋳鉄管あるいはポリエチレン管にて更新するものとし、それぞれの使い分けは提案によるものとする。

※給水管はφ25 と仮定し見込んでいる。

2.8 配水フロー

現在の配水フローを図 2.3、将来の配水フローを図 2.4 に示す。現在は七の沢中継槽にて、函南町からの受水により運用しているが、将来的に 2018 年度に新設した小松ヶ原水源から自己水を 500t 配水槽へ送水し、基本的に自然流下で運用する計画としている。90t 中継槽・100t 配水槽・200t 配水槽・300t 配水槽・七の沢中継槽は廃止する計画であるため、詳細設計では、将来計画にあわせた検討を実施するものとする。

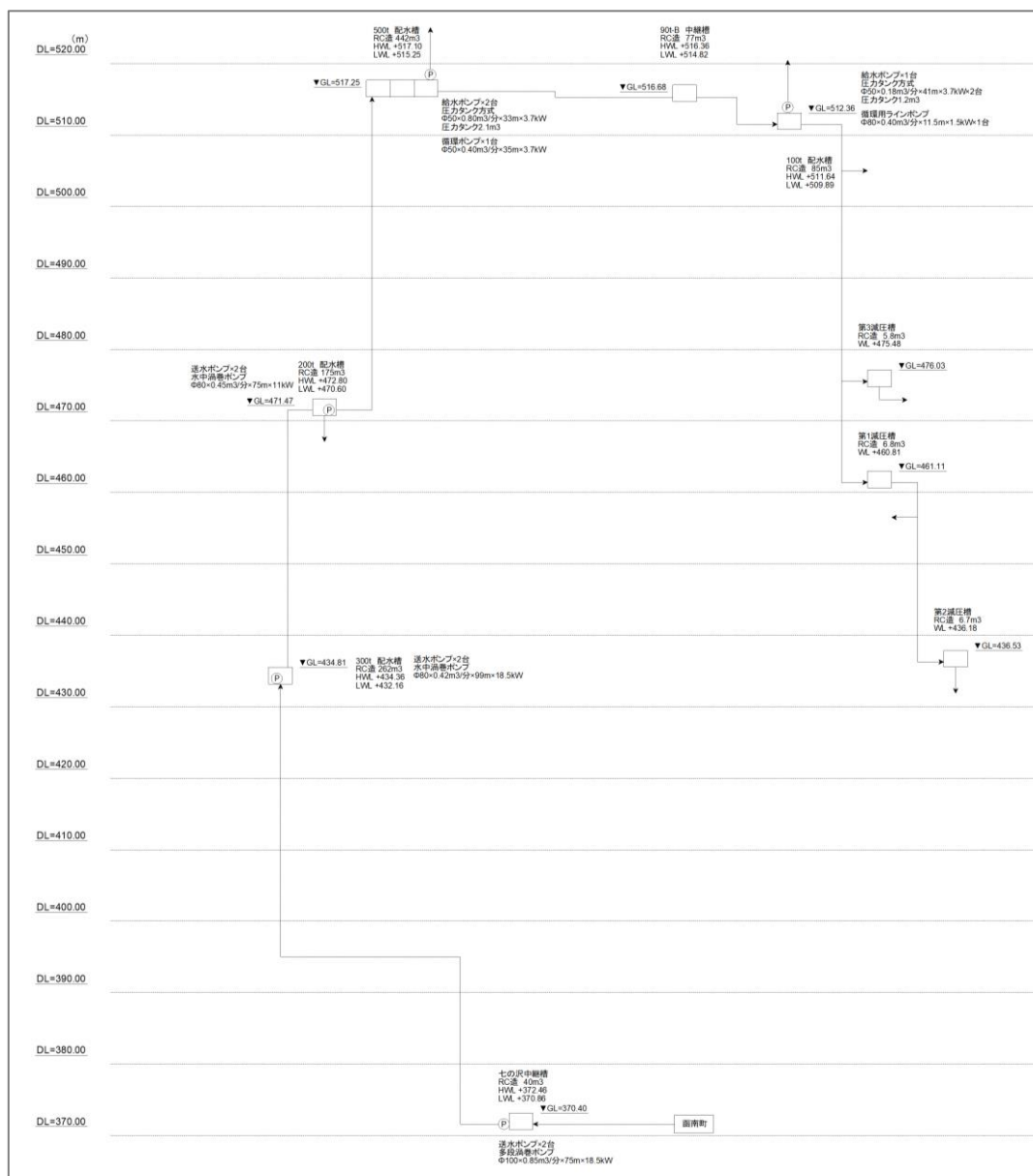


図 2.3 現在の配水フロー

整備済
(更新対象外)

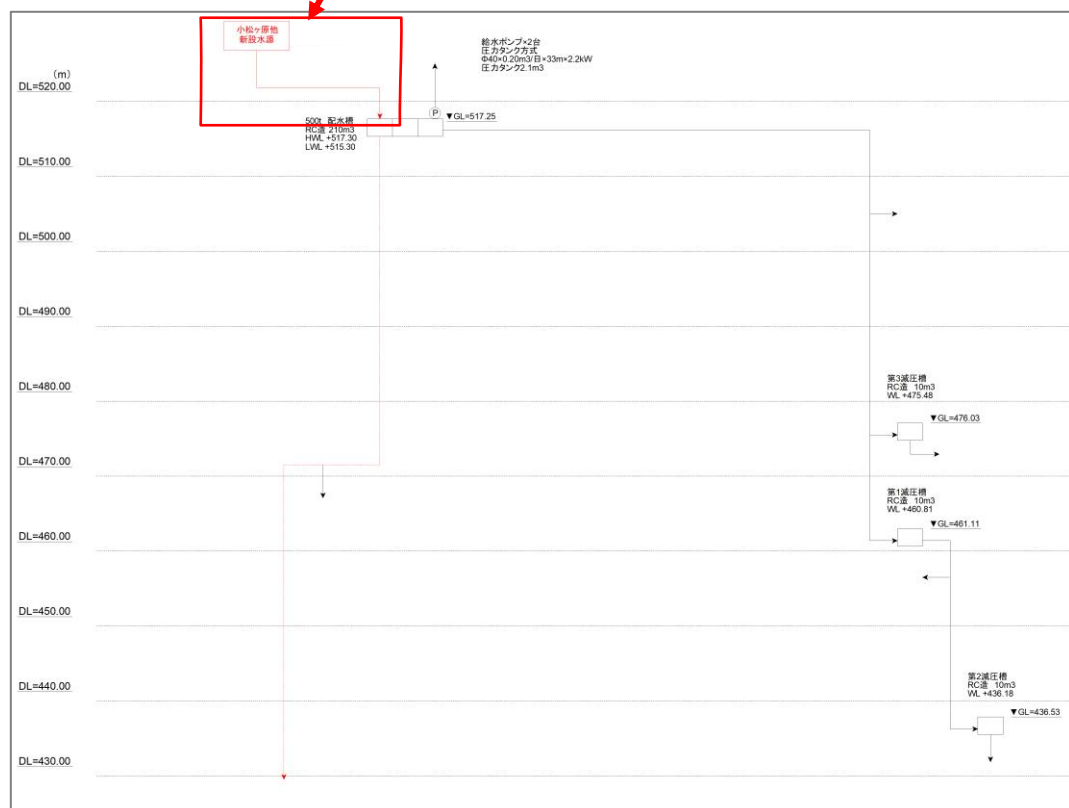


図 2.4 将来の配水フロー

2.9 事業範囲

受注者が行う事業範囲は、対象施設の「調査・設計」区分の各業務（以下「設計業務」という。）及び「工事」区分の各業務（以下「工事業務」という。）であり、その概要は以下の表 2.2 に示すとおりである。

表 2.2 受注者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査・設計	測量調査	本工事に必要な範囲の測量調査
	埋設物調査	本工事に必要な範囲の埋設物調査
	試掘調査	本工事に必要な範囲の試掘調査
	詳細設計業務	簡易設計業務の成果や調査業務の成果等を参考に、本工事に必要な範囲の詳細設計、設計図書（図面、仕様書、数量計算書、設計書等）の作成を行う。
	設計に伴う関係機関協議、各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成及び申請等を行う。
工事	工事業務	「2.7 対象施設に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う関係機関協議、各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成及び申請等を行う。
	地元への工事説明・承諾等	工事に伴う交通規制や周辺への影響等について、説明資料を作成し、事前に地元への説明を行い、承諾を得る。
	設計図書及び工程の変更	施工中に想定していない事象（埋設物、文化財、地下水軟弱地盤、岩盤等）が発生した場合における変更対応を行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。なお、設計変更に係る資料の作成も含む。

3 業務仕様

3.1 関係法令及び基準・仕様等

本工事の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

3.1.1 関係法令

- ・水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・悪臭防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・労働安全衛生法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・下水道法
- ・電気事業法
- ・土壤汚染対策法
- ・都市計画法
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・労働基準法
- ・計量法
- ・道路法
- ・建設業法
- ・製造物責任法
- ・伊豆の国市安心で安全なまちづくり条例（平成 18 年 12 月 26 日条例第 36 号）
- ・伊豆の国市環境基本条例（平成 25 年 3 月 18 日条例第 8 号）
- ・その他関連法令及び条例等

3.1.2 基準・仕様等

いずれも最新版を用いるものとし、本工事期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針解説（日本水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・水道工事標準仕様書土木工事編（日本水道協会）

- ・水道工事標準仕様書設備工事編（日本水道協会）
- ・給水装置工事施工基準（伊豆の国市）
- ・土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）
- ・業務委託共通仕様書（静岡県交通基盤部）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・道路占用許可手続マニュアル（静岡県交通基盤部道路局道路保全課）
- ・土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）
- ・伊豆の国市道路占用規則（伊豆の国市）
- ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

3.1.3 積算基準

- ・水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・その他関係する積算基準

3.1.4 各許可申請・届出等

本工事に関連する関係機関への各許可申請及び届出等については、受注者は事業工程を踏まえた上で、必要な資料を作成し、発注者又は関係機関に提出すること。また、協議及び表 3.1 に記載のない申請等についても、本工事の遂行に必要であるものは受注者が協議及び申請等を行う。

なお、受注者は関係機関へ提出する書類の写しを必要部数発注者へ提出すること。

表 3.1 各種申請届出等一覧

区分	申請・届出	提出先	
道路	道路占用許可申請	市道	伊豆の国市都市整備部建設課
	道路・河川工事承認		伊豆の国市都市整備部建設課
	工事施工前届		伊豆の国市都市整備部建設課
	道路使用許可申請		伊豆中央警察署
	道路工事届出		田方北消防署
	水道断水減水届出		伊豆の国市都市整備部水道課
埋蔵文化財	文化財の所在の有無・取扱いについて		伊豆の国市教育部文化財課
ごみ収集	ごみ収集ルート協議		伊豆の国市市民環境部廃棄物対策課、伊豆エメラルドタウン管理組合

バス路線	タウンバス運行協議		伊豆エメラルドタウン管理組合
その他	施工時期情報、通行止め情報など		必要な箇所

3.2 一般事項（設計業務）

3.2.1 基本事項

a) 業務の対象

受注者は、要求水準書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案及び発注者と協議の上、設計を行い、設計図書を作成するものとする。なお、当初想定と異なる条件等により、やむを得ず設計や調査等に変更が生じた場合は、協議の上、設計変更を行う。

b) 業務の範囲

受注者は、設計業務の遂行にあたり、発注者と協議の上進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。受注者は、発注者に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。発注者は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。発注者が設計内容に関する説明を発注者の内部及び対外的に行う場合、発注者の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

c) 費用の負担

設計業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

d) 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

e) 適用基準

本工事を行うにあたっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新の版を用いるものとし、本工事期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

f) 技術者の配置

応募資格審査に関する提出書類に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

3.2.2 調査

a) 資料の収集

支障物件（電柱、架空線等）等については、関係官公署・企業者等の将来計画を含め、十分調査しなければならない。なお、対象地域の地下埋設物情報は別紙 1～3 として添付する。

b) 現地踏査

本工事の設計対象範囲において踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等、現地を十分に把握しなければならない。

c) 地下埋設物調査

本工事の設計対象範囲において、水道、下水道、ガス、電気、電話、水路等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等を発注者及び企業者等が有する資料と照合し、確認しなければならない。主な占用担当企業は表 3.2 のとおり。

表 3.2 占用担当企業名一覧

区分	占用物件（埋設物）	占用担当企業名
上下水道関係	上水道	伊豆の国市都市整備部水道課 伊豆エメラルドタウン管理組合
	下水道	伊豆エメラルドタウン管理組合
農水関係	なし	—
電気・通信関係	電話線（NTT）	NTT 東日本 シーキューブ株式会社静岡支店
ガス関係	なし	—
信号	なし	—

d) 公私道調査

道路、水路等について、必要に応じて公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。なお、公図の調達は受注者の負担とする。

e) 測量調査

本工事に必要な現地測量、水準測量及び路線測量（中心線測量・縦断測量・横断測量）を行うものとし、成果は発注者に提出すること。

f) 地質調査

必要と想定される場所における地質調査について、発注者と協議の上、行うものとし、成果は発注者に提出すること。参考として、伊豆エメラルドタウン管理組合事務所の建設時の地質調査結果を別紙 4 として添付する。

g) 試掘調査

本工事で必要となる既設管接続箇所、他地下埋設物近接箇所等において、試掘調査を行い、埋設物の状況を確認しなければならない。なお、試掘時に埋設物等を破損及び損壊した場合は、受注者の負担で復旧・回復させなければならない。

h) 参考資料の貸与

発注者は、本工事に必要な関係資料等を所定の手続きにより、受注者に貸与する。

3.2.3 各種計算

管厚、一体化長、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算にあたっては、受注者がその方法を提案するものとし、発注者との協議の上、計算方針を定める。

3.2.4 設計図作成

主要な設計は、下記により作成することとし、図面完成時には発注者の承諾を受けなければならない。

- a) 位置図は、地形図に設計箇所を記入すること。
- b) 平面図は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、管路の占用位置、弁類、排泥管等並びに、管種、口径、延長及び管路の名称等を記入すること。
- c) 詳細平面図は、主要な地下埋設物錯綜箇所等、特に詳細図を必要とする箇所について作成するほか、発注者が指示する場合に作成すること。
- d) 縦断面図は、伏越し部等の工事施工に必要となる箇所について作成するものとし、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、管路の名称、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等を記入すること。
- e) 横断面図は、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、管路の名称及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び離隔寸法等を記入すること。
- f) 配管図は、直管、異形管、弁類等を管割図として記載するとともに、管種、口径、延長、管材等の名称等を記入すること。
- g) 構造図は、特殊な布設構造図、弁室、排水柵、防護コンクリート等、特に構造図を必要とするものについて作成すること。
- h) 仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成すること。設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

3.2.5 数量計算

配管、舗装、構造物、仮設、補助工法等の項目別に材料、労務、土工等の数量を算出する。数量の算出にあたっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」の積算基準等に基づくものとする。

3.2.6 設計書作成

数量計算及び「3.1 関係法令及び基準・仕様等」の積算基準等に基づき、設計書（金入）を作成するとともに、その根拠となる積算資料を作成し、とりまとめる。設計書の作成にあたっては、積算システム及び設計書様式の指定はしないが、市の積算システムに反映できるように協力すること。

3.2.7 設計図書の提出

受注者は、発注者の確認を受けた後、設計図書を発注者に提出するものとする。

【設計図書】

- ①設計図面
- ②構造計算書
- ③数量計算書
- ④設計書（金入）
- ⑤報告書
- ⑥特記仕様書
- ⑦打合せ議事録

- ⑧関係機関協議簿
- ⑨その他資料 原稿一式
- ⑩設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料
- ⑪上記電子データ

3.2.8 照査

受注者は、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう照査を実施し、照査報告書を作成すること。照査報告書の作成にあたっては、事前に照査計画書を発注者に提出し確認を得るものとする。

- ①設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- ②計算書（構造計算書、数量計算書等）について
- ③計算書と設計図の整合性について

3.2.9 完了確認検査等

出来高検査及び完成検査は、以下に基づき実施する。

a) 出来高検査

- ①部分払いを行う場合は、出来高検査を受けること。
- ②部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に設計の出来形に関する資料を作成し、発注者に提出すること。
- ③出来高検査は、代表企業の臨場の上、発注者が工事目的物を対象とした設計の出来形に関する資料の検査を行うものとする。

b) 完成検査

- ①受注者は、次に掲げる工事目的物を対象とした設計の確認検査の要件を満たした業務完了届を発注者に提出すること。
 - ・要求水準書等示されるすべての業務が完成し、成果品を納入していること。
 - ・契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- ②完成検査は、代表企業の臨場の上、発注者が工事目的物を対象とした設計の成果品の検査を行うものとする。

3.2.10 その他

本工事の設計業務を実施する上で必要な関連業務については、受注者の責任をもって対応すること。

3.3 一般事項（工事業務）

3.3.1 工事施工の対象

受注者は、自らが設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

3.3.2 工事施工の範囲

- a) 受注者は、工事を自己の責任において施工するものとする。
- b) 工事の施工にあたり、必要となる工事説明会等の近隣住民との対応・調整については、発注者と協議の上、行うものとする。
- c) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、受注者が自己の責任において行うものとする。
- d) 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については受注者の負担とする。受注者は、発注者と協議の上、工事着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む。）を作成し、発注者に提出し、承諾を得るものとする。
- e) 受注者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。
- f) 受注者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- g) 受注者は、発注者に対し、統括責任者等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、発注者は、工事の進捗状況及び内容について、随時受注者に確認できるものとする。
- h) 受注者は、発注者が発注したその他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。
- i) 受注者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、発注者へ報告すること。
- j) 受注者は、発生する残土、廃材等は発注者の指定する場所で処分すること。

3.3.3 適用基準

本工事を行うにあたっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。

3.3.4 工事関係書類の提出

工事関係書類は以下のとおりとする。

【着工時】

- ・工事着手届
- ・実施工程表
- ・現場代理人及び主任（監理）技術者等届
- ・建設業退職金共済制度証紙購入確認書等
- ・建設業労災補償共済当加入確認書
- ・労働保険加入確認書
- ・施工計画書
- ・使用材料承認願
- ・施工体系図
- ・施工体制台帳
- ・コリンズ登録内容確認書（工事着手時）

【施行中】

- ・各種試験結果報告書
- ・各種出荷証明
- ・工事履行報告書
- ・工事打合せ簿（打合せの都度）
- ・確認、立会願
- ・段階確認書
- ・工事日報、工事週報、工事月報
- ・コリンズ登録内容確認書（代理人等の変更が生じた場合都度）

【施行後】

- ・工事完成届
- ・完成図書（出来形管理図書、品質管理図書）
- ・工事写真
- ・各種検査試験報告書
- ・建設副産物処理報告書マニフェストE票（写し）
- ・竣工図
- ・安全訓練等の実施報告書
- ・建設業退職金共済制度証紙受払簿
- ・コリンズ登録内容確認書（業務完了時）

その他、法令等に基づき必要とする書類や発注者が必要とする書類の提出を求めることがある。工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、発注者と協議の上、互いに協力し作成する。

3.3.5 出来高積算業務

受注者は、原則として年度ごと及び工区ごとの部分払時に、出来高精算に係る変更設計図書（変更設計図、変更数量計算書、出来高数量計算書、変更金入設計書、積算資料根拠等）を作成すること。

3.3.6 完成検査等

中間検査、既済部分検査及び完成検査は、以下に基づき実施する。

a) 中間検査

- ①各年度の本工事の進捗率が概ね 50%の段階で中間検査を実施することができる。
- ②各年度の完成検査、出来形検査前において、重要構造物等の不可視部分の検査を実施することができる。

b) 既済部分検査

- ①受注者は、部分払の請求を行った場合は、既済部分検査を受けること。
- ②受注者は、部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料（変更設計書含む。）を作成し、発注者に提出すること。
- ③既済部分検査は、代表企業の臨場の上、発注者が工事目的物を対象として工事の出来形に関

する資料と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。

- ・工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
- ・工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

④発注者が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、受注者の負担で、これに応じること。

c) 完了検査

①受注者は、次に掲げる工事完成検査の要件を満たした工事完成届を発注者に提出すること。

- ・設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- ・発注者が修補その他必要な措置を取ることを請求したとき、発注者の請求した措置が完了していること。
- ・設計図書により義務付けられた工事写真、完成図書、工事完成図等の資料の整備がすべて完了していること。
- ・契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

②完成検査は、代表企業の臨場の上、発注者が工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

- ・工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
- ・工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

③発注者が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、受注者の負担で、これに応ずるものとし、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。

3.3.7 作業日及び作業時間について

- a) 工事は、原則昼間作業とするが、関係機関と事前に協議の上、決定すること。なお、通勤通学時間帯の工事は、特に歩行者・自転車に対する安全対策に配慮すること。夜間交通規制又は、通行止めが必要な場合は、警察署への道路使用許可申請を行うこと。
- b) 夜間、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に工事を施工する場合は、発注者と事前に協議すること。

3.3.8 工事の周知について

工事着手前に必ず施工方法等について、地元住民及び関係機関等に周知すること。

3.3.9 施行中の安全確保及び環境保全について

- a) 関係法令等に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物の処理においては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守すること。
- b) 施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」等を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
- c) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。

3.3.10 安全対策等について

- a) 通行者及び一般車両、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
- b) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行うこと。
- c) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本工事により送水に支障を生じさせた場合は、発注者に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、受注者の負担により速やかに復旧すること。

3.3.11 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に発注者に報告すること。

3.3.12 保険

受注者は、工事を適正に遂行するにあたり、各種保険等に参加した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを発注者に提出すること。

3.3.13 近隣対策

- a) 受注者は、自己の責任において近隣住民が受ける生活環境への影響を検討した上で、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- b) 施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し、影響がある関係機関等に対し事前に周知すること。
- c) 受注者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告すること。

3.3.14 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」第24条の8第1項及び「建設業法施行規則」第14条の2に基づき、施工体制台帳に係る書類及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出すること。

3.3.15 工事实績情報の登録

受注者は、工事实績情報として一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）へ「工事カルテ（CORINS）」を作成、登録の上、発注者に提出すること。

3.3.16 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項により、発注者は施工体制について点検を求めることがある。

3.3.17 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種

保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

3.3.18 工程管理及び施工監理

受注者は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について発注者に毎月報告するとともに、当該報告を踏まえ、発注者が行う進捗状況の確認に協力すること。

3.3.19 施工図等の提出

受注者は、本工事の施工にあたり、仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に発注者に提出して確認を受けること。

3.3.20 検査対応

受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、速やかに検査を行うものとする。

受注者は、発注者の検査に合格したときは、発注者の指示に従い、施設の引渡しを行う。

3.4 契約不適合責任

検査終了後、受注者はその結果に基づき発注者に工事目的物の引き渡しを行う。工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という。）について、受注者が契約不適合を担保するために負う責任（以下「契約不適合責任」という。）の内容・条件は設計業務委託契約書又は建設工事請負契約書のとおりとし、契約不適合の判定・修補については以下のとおりとする。

- a) 契約不適合責任の有無については、適時検査を行いその結果をもとに判定する。
- b) 契約不適合責任の判定に要する経費は、受注者の負担とする。
- c) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合対応に要する経費は、受注者の負担とする。

3.5 その他の事項

受注者は、建設の事業期間を通じて監理技術者が常駐するための現場事務所を伊豆の国市内に設置すること。

4 本工事に関する要求水準

4.1 要求水準における基本的な考え方

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計図書を作成するものとする。

一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

4.2 基本的事項に関する要件

4.2.1 一般事項

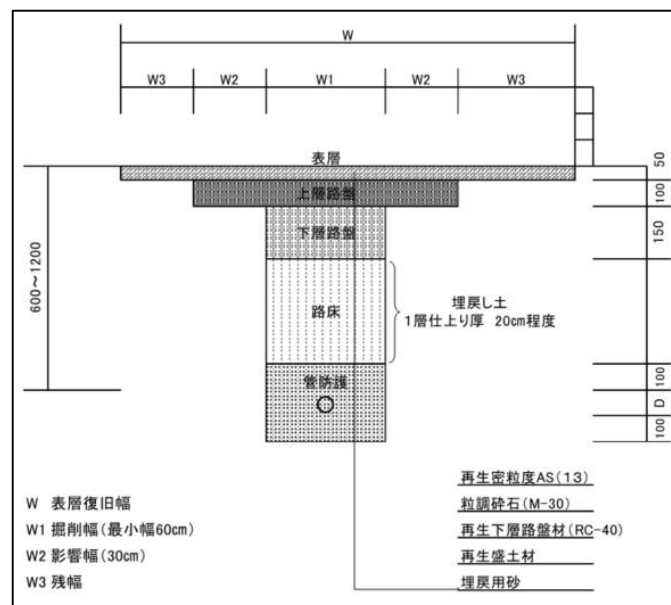
- a) 管路の設計水圧について、ダクタイル鋳鉄管は 1.3MPa（＝静水圧 0.75MPa＋水撃圧 0.55MPa）、ポリエチレン管は 1.0MPa（＝静水圧 0.75MPa＋水撃圧 0.25MPa）とする。
- b) 送水方式は自然流下方式、配水方式は自然流下方式とポンプ加圧方式（500t 加圧系・100t 加圧系）とする。
- c) 90t 中継槽・100t 配水槽・200t 配水槽・300t 配水槽・七の沢中継槽は廃止する計画であるため、発注者と調整を行い、将来計画にあわせた詳細設計を実施すること。
- d) 本工事の更新対象管路は、送水管と配水管、新設給水管とし、既設の給水管は対象外とする。
- e) 詳細設計において、現在、私道に埋設されている送・配水管は極力、市道で更新を行う計画とすること。検討の結果、市道で更新することが困難な送・配水管（私道で更新が必要な送・配水管）は更新対象外とする。参考として、配水管を私道から市道に布設替えした場合に、給水管の新設が必要となると想定される箇所を別紙 5 に示す。
- f) 工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に発注者と協議の上、実施すること。
- g) 既設管等への接続及び切替工事については、切替（洗管）作業計画書を作成し、発注者の確認を得た上で実施すること。また、切替に伴い配水運用に支障が生じるおそれがあり、管網計算等の解析が必要な場合は発注者と協議、調整を図り、その対策を検討すること。
- h) 通水試験及び洗管は、通水試験及び洗管計画書を作成し、発注者の確認を得た上で実施すること。なお、通水試験及び洗管に用いる水道水は発注者より無償で提供する。
- i) 更新後、残置管はキャップ止めを実施すること。
- j) 工事において支障となる樹木の伐採、支障物の移転等の必要が生じた場合は、発注者と協議の上、対応すること。
- k) 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は受注者が実施すること。
- l) 公害・事故防止、地震等に配慮した安全設計を行うこと。
- m) 管路の口径は受注者提案によりダウンサイジングを可能とする。ただし、水道施設設計指針（日本水道協会）を遵守した配水管の水圧を確保し、水道利用者の家屋等まで給水出来ることを前提とする。給水が出来なくなった場合は、受注者の責任とし、速やかに給水が再開できるように、対応を実施すること（給水が出来なくなった期間中の対応を含む）。

4.2.2 事前調査

- a) 資料収集を通じて得た個人情報、**「個人情報の保護に関する法律」**による適切な管理・処理を行うこと。
- b) 受注者において、各種調査を実施する際には、**「3.業務仕様」**に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠して実施すること。
- c) 既設の送水管・配水管は残置を基本とするが、撤去が必要な場合は発注者と協議とする。
- d) 受注者は、本工事を進める上で、測量調査及び地下埋設物調査等の事前調査を実施すること。地質調査は、必要時応じて実施すること。

4.2.3 管路（埋設管）

- a) 使用する管種は耐震性を有するもの（ダクトイル鋳鉄管もしくはポリエチレン管）を基本として採用すること。
- b) 管路は新品の製品を布設し構築すること。
- c) ダクトイル鋳鉄管を採用する場合は、防食対策として、ポリエチレンスリーブ被覆を施すこと。
- d) 管路の設計にあたっては、3.1 関係法令及び基準・仕様等に示す関係法令等を遵守すること。
- e) 埋設管の土被りについて、0.6 m 以上とすること。
- f) 埋戻しは発注者が定める復旧方法に従って実施すること（図 4.1 を参照）。
- g) 地下埋設物調査については、発注者が提示した資料に加え、受注者が追加に必要な資料収集（最新版の確認等）及び現地調査を行った上で設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計すること。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、発注者と調整した上で、関係機関と協議し、設計に反映すること。
- h) 他の地下埋設物との離隔は、30 cm 以上とすること。



（伊豆の国市 給水工事施工基準より抜粋）

図 4.1 舗装構成

4.3 性能に関する要件

4.3.1 一般事項

- a) 管路施設は、「4.2.3 管路（埋設管）」に示す要件を満足し、関係機関との占用協議等が整うことを前提に、提示した簡易設計図を変更しても良い。

4.3.2 管路（埋設管）

- a) バルブの設置箇所は、施工完了後の洗管、路線全体の縦断線形、排水先の有無などをもとに発注者と協議の上、決定すること。
- b) バルブは用途や設置要件を考慮し、仕切弁またはバタフライ弁とする。
- c) 空気弁は、管路の凸部等、空気溜りが生じる箇所に設けるとともに、充水作業を考慮して配置を計画すること。また、空気弁の設置箇所には維持管理用に補修弁も設置すること。
- d) 空気弁、補修弁のフランジ部は漏水危険箇所であるため、フランジ補強金具の取り付け等を検討すること。
- e) 消火栓の設置場所については、消防協議により決定すること。なお、消防協議により想定している更新口径より過大となった場合は設計変更の対象とする。
- f) 新設する送・配水管の位置は、市道上とすること。
- g) 舗装復旧（仮復旧及び本復旧）にて、舗装構成は、「4.2.3 管路（埋設管）」に示す要件を満足することとし、復旧範囲、復旧方法、及び本復旧時期等は、道路管理者との協議により決定すること。
- h) 受注者は、設計図書について発注者の承諾を得た後、本管路施設の施工を行うこと。

4.3.3 舗装本復旧

舗装本復旧の時期や範囲については、事前に道路管理者と協議を行った上で、発注者と協議を行い決定すること。